

平成27年鞍手町議会第3回定例会会議録（第1号）						
平成27年 6月3日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月3日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月3日 午後1時24分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名員		3	川野高實	4	宇田川 亮

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成27年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月3日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 農業委員会委員の推薦
- 日程第4 議案第54号 鞍手町監査委員の選任
- 日程第5 議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第10 議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第12 議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）
- 日程第13 議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第14 議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除
- 日程第16 議案第66号 鞍手町道路線の変更
- 日程第17 議案第67号 鞍手町道路線の廃止

平成27年6月3日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成27年第3回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております平成26年度鞍手町繰越明許費繰越計算書の報告及び町保有仕組債の状況報告と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番議員 川野高實君及び4番議員 宇田川亮君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月16日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月16日までの14日間に決定しました。次に進みます。

日程第3 農業委員会委員の推薦を議題とします。

議会の推薦する農業委員に 日高ゆかり氏、及び議員から 栗田幸則君を推薦するための候補者にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。只今決定しました2人の方の、議会としての推薦議決をいたします。

この推薦議決については、議員には地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、議員の推薦議決の際には退席をお願いいたします。

最初に、日高ゆかり氏の推薦について採決いたします。

お諮りします。

日高ゆかり氏を、農業委員会委員に推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって日高ゆかり氏を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

次に、栗田幸則君の推薦について採決します。

栗田幸則君の退席を求めます。

（「栗田幸則君」議場から退席）

お諮りします。

栗田幸則君を、農業委員会委員に推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって栗田幸則君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。
栗田幸則君に、議場に戻っていただきます。

(「栗田幸則君」議場に着席)

次に進みます。

日程第4 議案第54号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第54号は、鞍手町監査委員の選任であります。

現鞍手町監査委員であります、幸田喜孝氏の任期が本年6月20日で満了することに伴い、再度同氏を選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

なお、同氏の略歴につきましては、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照下さい。

以上が、日程第4 議案第54号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第54号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第54号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 鞍手町監査委員の選任を採決します。

本案については、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第54号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時08分

再開 13時09分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に、日程第5 議案第55号から、日程第7 議案第57号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第55号から、日程第7 議案第57号までの3件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで専決処分しました、条例等の一部を改正する条例に関する議案であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第55号は、専決第1号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例の承認であります。

本条例改正は、法人事業税資本割の課税標準の見直しに伴う法人町民税の税率区分の基準の見直しや、原動機付自転車及び二輪車に係る新税率適用開始時期が変更され、平成28年4月1日となったことなどを内容とした地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

次に、日程第6 議案第56号は、専決第3号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が、本年3月11日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

次に、日程第7 議案第57号は、専決第2号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例改正は、税負担の公平の確保及び中低所得者層の税負担の軽減を目的とした地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

以上が、日程第5 議案第55号から日程第7 議案第57号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第8 議案第58号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 8 議案第 58 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 8 議案第 58 号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本町では、今まで鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会を設置しておりましたが、その担任する事務を、子ども・子育て支援法が施行されたことにより、鞍手町子ども・子育て会議に継承するため整理を行い、また、鞍手町町制施行 60 周年記念行事企画委員会については、今後も節目の年に同様の委員会を設置することとなることから、60 周年の用字を削除し、名称の変更を行うものであります。

更に、遠賀川渡河橋橋梁名選定委員会については、北九鞍手夢大橋として本年 3 月 29 日に開通式を終え、その担任する事務が終了したことにより廃止とするものであります。

以上が、日程第 8 議案第 58 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 9 議案第 59 号から日程第 13 議案第 63 号までの 5 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 9 議案第 59 号から日程第 13 議案第 63 号までの 5 件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 31 日付けで専決処分しました、補正予算に関する議案であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第 9 議案第 59 号は、専決第 4 号 平成 26 年度鞍手町一般会計補正予算第 6 号の承認であります。

本補正予算は、国の財政手続きの関係から国、県支出金、地方譲与税及び県交付金並びに地方交付税等の確定が遅れたことや歳出の執行残の減額等により、3 月 31 日付けで専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳入では、1 款 町税のうち 1 項 町民税で法人町民税現年分などが伸びたことにより 8,358 万 3 千円、2 項 固定資産税で 4,142 万 5 千円、4 項 町たばこ税で 2,153 万 6 千円追加となったことや、6 款 地方消費税交付金の確定で 1,045 万 9 千円、10 款 地方交付税のうち特別交付税の確定で、1 億 1,520 万 9 千円などを追加しております。

また、歳出では、3 款 民生費において、1 項 社会福祉費で、障害者自立支援費において利用者数の減少等による事業費の減額等により、5,622 万 2 千円減額、6 款 農林水産

業費において、1項 農業費で、農業振興費の農業基盤整備促進事業で採択面積の減少等により、3,447万9千円の減額及び10款 教育費において、3項 中学校費で、新中学校の工事費の不用額等により、9,694万1千円を減額しております。

これらの要因により生じた不用額、4億9,367万5千円につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額とすることにより、歳入歳出予算を調整しております。

これにより、歳入歳出それぞれ、3億5,191万8千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ、76億1,159万9千円といたしました。

次に、日程第10 議案第60号は、専決第5号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ71万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ155万7千円といたしました。

次に、日程第11 議案第61号は、専決第6号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ2,494万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億6,127万4千円といたしました。

次に、日程第12 議案第62号は、専決第7号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ127万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億6,507万6千円といたしました。

次に、日程第13 議案第63号は、専決第8号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ645万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,423万5千円といたしました。

以上が、日程第9 議案第59号から 日程第13 議案第63号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14 議案第64号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第14 議案第64号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第64号は、平成27年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、庁用公用車の老朽化に伴い、低公害車の導入事業費を追加するほか、社会保障・税番号制度における通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金の追加、

固定資産税の申告先誤りに伴う税収入の還付金の追加及び鞍手中学校の受水槽の取り替えに係る事業費の追加などを行っております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ5,027万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ69億4,757万1千円といたしました。

以上が、日程第14 議案第64号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第15 議案第65号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第15 議案第65号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第65号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成27年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業10社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第15 議案第65号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第66号及び日程第17 議案第67号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第16 議案第66号及び日程第17 議案第67号の2件につきましては、一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第66号は、鞍手町道路線の変更であります。

認定路線5号は、町道中山線として認定しておりますが、県道新延、植木線の路線変更に伴い、町道の終点を変更するものであります。

認定路線470号は、町道泉水団地3号線として認定しておりますが、泉水地区の赤水処理施設建設に伴い、町道の起点を変更するものであります。

次に、日程第17 議案第67号は、鞍手町道路線の廃止であります。

町道468号 泉水団地1号線、町道469号 泉水団地2号線、町道471号 泉水団

地4号線、町道472号 泉水団地5号線は、いずれも泉水地区の赤水処理施設建設に伴い、町道の廃止をするものであります。

以上が、日程第16 議案第66号及び日程第17 議案第67号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日4日から7日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日4日から7日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時24分